

【参考】令和元年度 教育・保育施設保育料

【令和元年10月1日施行】

- 1号認定[幼稚園、認定こども園(教育標準認定)]
- 2号認定[保育所、認定こども園(保育認定)]

無 償

階層区分・保育必要量(保育標準時間・短時間)などによらず、すべての児童の保育料が無償となります。

※給食費、通園送迎費、行事費などは従来通り保護者負担です。

※年収約360万円未満相当世帯及びすべての世帯の第3子以降については、給食費のうち副食費(おかず、おやつなど)の費用が免除となります。(1号認定については小学校3年生以下から、2号認定については就学前から多子のカウントを行います)

- 3号認定[保育所]

別表1

階層区分		3歳未満(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		0	0
②町民税非課税世帯		0	0
③町民税所得割額 48,600未満	第1子	18,500	13,500
	第2子	0	0
④町民税所得割額 97,000未満	第1子	25,300	18,400
	第2子	0	0
⑤町民税所得割額 169,000未満	第1子	33,600	24,500
	第2子	0	0
⑥町民税所得割額 301,000未満	第1子	42,700	31,100
	第2子	21,350	15,550
⑦町民税所得割額 301,000以上	第1子	52,000	37,900
	第2子	26,000	18,950
母子等・在宅障がい児 第3階層	第1子	8,750	6,250
	第2子	0	0
母子等・在宅障がい児 第4階層の一部 (所得割額77,101円未満)	第1子	9,000	9,000
	第2子	0	0
多子世帯軽減		①～⑤階層:第2子以降無料 ⑥⑦階層:第2子1/2、第3子～無料	

↑3歳未満年齢制限撤廃
169,000円未満

※保育短時間の認定は、両親とも又はいずれかがパートタイム就労(1月120時間[1日5時間]未満)で、かつ、施設の利用時間が8:00～16:00(静内地区)までの世帯が対象となります。

■保育料の切り替え時期(3号認定)

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

○4月分～8月分保育料:前年度の町民税額に基づく保育料 ○9月分～翌年3月分保育料:当年度の町民税額に基づく保育料

■多子世帯の保育料軽減措置(3号認定)

①第2子、第3子以降に対する軽減…

年収約640万円以上(町民税所得割169,000円以上)の世帯については、就学前の範囲で第何子かをカウントします。第2子:半額 第3子:無料

②年収による軽減…町民税所得割169,000円未満の世帯について、①の多子軽減のカウントは、年齢制限をなくします。(生計同一子どもの年齢順にカウント)

③18歳以下の子どもが3人以上いる世帯に対する軽減…年少扶養控除等のみなし適用により階層区分を決定します。